

議 長 日程第11、議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」。

総則第1条、令和8年度松田町上水道事業会計予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数、4,452戸。

(2) 年間総給水量、105万600立米。

(3) 1日平均給水量、2,878立米。

(4) 主要な建設改良事業、宮下水源次垂注入設備更新工事533万5,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益1億2,397万6,000円、第1項営業収益9,725万7,000円、第2項営業外収益2,671万8,000円、第3項特別収益1,000円。

支出。第2款水道事業費用、1億4,380万4,000円、第1項営業費用、1億3,305万2,000円、第2項営業外費用、765万2,000円、第3項特別損失、10万円、第4項予備費、300万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する7,540万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入。第3款資本的収入550万円、第1項企業債530万円、第2項負担金20万円。

次ページをお願いいたします。

支出。第4款資本的支出8,090万3,000円、第1項建設改良費3,873万9,000円、第2項企業債償還金1,716万4,000円、第3項投資2,500万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は

次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、530万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし利率の見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府そのほか金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費、3,242万4,000円。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は730万3,000円と定める。

令和8年3月3日提出。松田町、本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、御説明させていただきます。300ページをお願いします。

企業債につきましては、宮下水源次亜設備更新工事に充てるものとなっております。

少し飛びまして、314・315ページをお願いします。当初予算内訳書の収益的収入及び支出の収入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分でございます。令和7年度の実績と見込みにより、前年度対比767万1,000円の減としております。

目3その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項2 営業外収益、目2 雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計からの事務委託分の繰入金や加入負担金でございます。開発の減少に伴う加入負担金の減により、現年度対比506万円の減としております。

目3 長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

316・317ページをお願いします。支出でございます。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。

款2 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費、配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や動力費などが主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、量水器交換委託の件数増加と、水質検査の項目にPFOS・PFOAが加わったことによる検査費用の増額によるものでございます。

目3 総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

318・319ページをお願いします。

目4 減価償却費と5 資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息につきましては、配水管敷設替えなどの事業に対する企業債利息22件分の償還金でございます。

目2 消費税及び地方消費税につきましては、水道料金収入など課税売上げから施設整備費等経費など課税仕入れを控除し算出した国への納付金でございます。

322・323ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。ここからは4条予算の収支となります。

款3 資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、宮下水源次亜注入設備更新工事に係る記載でございます。

項2 負担金、目1 工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定しまして、配水管敷設替え工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

324・325ページをお願いします。支出でございます。

款4資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1報酬につきましては、毎日の点検等水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。

節15委託料につきましては、経年劣化が進んでおります神山配水池の配水量計を更新するための設置設計を委託するもので、新規の科目となっております。

21工事請負費につきましては、宮下水源の次亜設備更新工事でございます。

目2固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、1,654器分を計上しております。

項2・目1ともに企業債償還金につきましては、企業債元金15件分の償還金となっております。

なお、306ページから312ページにキャッシュフロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表、注記を、326ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

議案第20号「令和8年度松田町上水道事業会計予算」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。